

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	湯浅町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&amp;anchor_link=page9#page9">http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&amp;anchor_link=page9#page9</a>

執行機関名 湯浅町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)に基づく医療費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湯浅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) 別表第1 第4の項 湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)に基づく医療費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害児者</u> に対し医療費の一部を助成しもって <u>重度心身障害児者</u> の保健の向上に寄与し <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害児者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例第3条に掲げる対象者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年条例第36号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	湯浅町重度心身障害児者医療費支給条例第3条に掲げる対象者に係る市町村民税関係情報